別記様式(第３条関係)

許可欄

(表)

富岡製糸場撮影許可申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

富岡市長 様

　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 　　　 　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　申請者　 会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 （担当者氏名）

 電話番号

富岡製糸場の撮影の許可を受けたいので、富岡製糸場の撮影に関する要綱第３条第１項の規定により次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 撮影日時 | 　　　年　　月　　日　(　)　　　　時　　　分から年　　月　　日　(　)　　　　時　　　分まで |
| 撮影場所 |  |  人 員　　 |  　　　　 　人 |
| 撮影目的 |  |
| 現場責任者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　携帯電話 |
| **【 誓 約 事 項 】下記事項に同意し､誓約いたします。**１　撮影に際し、公序良俗に反しないことを約束します。２　撮影に際し､市長から､指示があった場合には、それらを厳守します｡３　騒音、照明等により､地域住民の生活に支障をきたす事が予想されるときは、事前に地域住民の了承を得ることを約束します。４　撮影の際には、細心の注意を払い､事故及びトラブルが発生しないよう安全対策に万全を期すことを約束します。５　撮影で、施設、物品等への損害を生じた場合又は撮影に係る事故等を生じた場合は、直ちに市長に報告するとともに、責任をもって対処します。６　市長が手配したエキストラ等について、撮影及び撮影に係る移動中に生じた事故等については、責任をもって対処します。７　撮影を終了した時点で、持込み機材、小道具、装飾等を速やかに撤去の上市長に報告し､施設及び撮影場所の原状回復及び清掃を行います。８　撮影によって発生する諸費用については､撮影者が負担します。９　撮影物の二次使用を行う際は、当該二次使用が公序良俗に反しないことを約束します。10　使用撮影物による製品、作品等の完成後は、１部を提出します。（提出先：〒３７０－２３１６　富岡市富岡１－１　富岡製糸場宛て）11　撮影物を使用する際には、『撮影協力　富岡市・富岡製糸場』の表記をします。12　裏面に記載の注意事項を厳守します。 |

(裏)

|  |
| --- |
| **【 注 意 事 項 】**１　当施設は、国指定史跡及び国指定重要文化財であるため、傷をつけたり汚したりすることのないよう丁寧な対応を行なうこと（文化財保護法による罰則規定があります）。２　施設内で火気の使用及び飲食をしないこと。３　施設内の電源を使用しないこと。４　備品の貸出しは行いません。５　市長からの指示や条件を厳守し、及び現場立会人の指示に従うこと。６　、釘等、原状回復できないような装飾をしないこと。７　傷、汚れの恐れのある箇所は、あらかじめ保護すること。８　床、壁等に機材を置く場合は、床、壁等を必ず保護すること。９　傷、汚れ等を付けた場合には、直ちに市長に報告すること。10　撮影機材を壁に密着させるような設置方法は、しないこと。11　許可された場所以外へ立ち入らないこと。12　花壇、植込み等へ立ち入らないこと。 |